

長野県における特定地域づくり事業協同組合認定基準

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条 3 項各号において、知事が適合すると認める基準は以下のとおりとする。

第 1 地区に係る基準（法第 3 条第 3 項 1 号）

事業協同組合の活動範囲である地区（組合員の事業所がある地区）の範囲は、市町村単位、地方自治法施行日（昭和 22 年 5 月 3 日）以降の旧市町村（以下「旧市町村」という。）単位、複数の市町村又は旧市町村の単位とし、次の要件を満たすこと。

- (1) 地域人口の急減に直面している地区であること。（次のいずれかを満たす地区。）
  - ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域（以下「過疎地域」という。）であること。
  - ② 過疎地域と同程度（過疎法第六章に規定される要件を除く。）の人口減少が生じている地区であること。
  - ③ 過疎地域と概ね同程度の人口減少地区であって、人口密度、高齢者比率、若年者比率、事業所数又は事業所密度が県内の過疎地域と同程度の地区であること
- (2) 一の都道府県の区域を超えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められること。
- (3) 地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

第 2 事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準（法第 3 条第 3 項第 2 号イ）

事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮については、次の要件を満たすこと。

1 事業の適正性を確保できること。

- (1) 派遣先を確保できる見込みがあること。
- (2) 派遣職員を確保できる見込みがあること。
- (3) 専ら一の事業者のみへの派遣となるなど不適正な事業となっていないこと。
  - ① 一の派遣先における一の派遣労働者の労働時間の割合が 0.8 を超えないことが確認できること。
  - ② 組合員である派遣先を離職した者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れていないこと。
  - ③ 組合が存在する市町村以外への派遣となっていないこと。
  - ④ 組合が存在する市町村内にある非組合員への派遣が派遣利用分量総額の 100 分の 20 より多くなっていないこと。
  - ⑤ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）で定められている禁止業務（ア港湾運送業務 イ建設業務 ウ警備業務 エ病院などにおける医療関連業務（紹介予定派遣や産前産後休業の場合などは可能））派遣でないこと。
  - ⑥ 上記に類する運用を行っていないこと。

- (4) 収支計画が継続的に事業運営をする上で適正なものとなっていること。
- (5) 利用料金について、地区内の他の事業者の委託料等の水準を踏まえ一定の水準が確保されていること。
- (6) 利用料金について、最低賃金以上の水準となっていること。
- (7) 事業協同組合への補助金が予算化されている等、市町村からの財政支援が確実に見込まれること。

## 2 職員の就業条件への配慮がされていること。

- (1) 派遣労働者の給与について、地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえ、一定の水準が確保されていること。
  - ① 派遣労働者の給与について、地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえ、一定の水準が確保されていること。
  - ② 派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式により、派遣労働者の待遇が確保されていること。なお、労使協定方式による場合は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（厚生労働省職業安定局長通知）」と同等以上の取扱いであること。
- (2) 社会保険・労働保険に加入していること。
  - ① 社会保険及び労働保険に加入していること。（社会保険等の適用外の事業所の場合にあっては、遅くとも適用義務に該当した場合に速やかに加入する旨を、自署により誓約すること。）
  - ② 予算に職員人数相当分の社会保険料等の事業主負担額が計上されていること。
- (3) 労働安全衛生教育の実施体制が整備されていること。

労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育が実施されること。

## 第3 地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準（法第3条（第3項第2号ロ））

事業協同組合が計画する特定地域づくり事業が、当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。なお、事業協同組合が労働者派遣事業を行う場合、地区外の人材の雇用について配慮すること。

## 第4 経理的・技術的基礎に係る基準（法第3条第3項第3号）

経理的・技術的基礎に係る基準は、次の要件を満たすこと。

- 1 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。
  - (1) 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度の内容が適切であること。
    - ① 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること。
      - ア 実施する教育訓練はその雇用するすべての派遣労働者を対象としたものであること。ただし、実際の教育訓練の受講にあたり、以下の者については、当該教育訓練は受講済みとして取り扱う
    - (7) 過去に同内容の教育訓練を受けたことが確認できる者

- (イ) 当該業務に関する資格を有している等、明らかに十分な能力を有している者
- イ 実施する教育訓練は有給かつ無償で行われ、その取扱は就業規則又は労働契約等に規定していること。
- ウ 実施する教育訓練は派遣労働者のキャリアアップに資する内容であること。
- エ 派遣労働者として雇用するにあたり実施する教育訓練が含まれていること。
- オ 入職時に行う訓練が含まれていること。
- カ 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものであること。
- ② キャリアコンサルティングの相談窓口を設置していること。
  - ア 相談窓口担当者が配置されていること。
  - イ 相談窓口担当者は、キャリアコンサルタント(有資格者)、キャリアコンサルティングの知見を有する者(職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等)、又は派遣先との連絡調整を行う営業担当者を配置すること。
  - ウ 相談窓口は、雇用するすべての派遣労働者が利用できること。
  - エ 希望するすべての派遣労働者がキャリアコンサルティングを受けられること。
  - オ キャリアコンサルティングは、実施に当たっての規程(事務手引、マニュアル等)に基づいて実施されることが望ましいこと。
- ③ キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続が規定されていること。
  - ア 派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等が整備されていること。
  - イ 派遣労働者への派遣先の提供はアに基づいて行われるものであること。
- ④ 教育訓練の時期・頻度・時間数等は次のとおりであること。
  - ア 派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練が必須であること。また、少なくとも最初の3年間は毎年1回以上の教育訓練機会の提供が必要。その後、キャリアの節目などの一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等が用意されていること。
  - イ 実施時間数は、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり少なくとも最初の3年間は毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供がされていること。
  - ウ 派遣元事業主は教育訓練計画の実施に当たって、教育訓練を適切受講できるよう就業時間等に配慮すること。なお、派遣元事業主は、派遣先に対して、派遣労働者が教育訓練を受けられるように協力を求めること。
- ⑤ 教育訓練計画の周知等については、次のとおりであること。
  - ア 教育訓練計画の策定に当たっては、派遣労働者との相談や派遣実績等に基づいて策定し、可能な限り派遣労働者の意向に沿ったものとなることが望ましいこと。
  - イ 派遣元事業主は教育訓練計画について、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約を締結する時まで説明しなければならないこと。
  - ウ 教育訓練計画は事業所に備え付ける等の方法により派遣労働者に周知するとともに、計画に変更があった際にも派遣労働者に説明しなければならないこと。
  - エ 派遣元事業主は、派遣労働者が良質な派遣元事業主を選択できるように、教育訓練に関する事項等に関する情報として、段階的かつ体系的な教育訓練計画の内容

についての情報をインターネットの利用その他適切な方法により提供することが望ましいこと。

- オ 派遣元事業主は、派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること。労働契約が更新された場合は、更新された労働契約終了後3年間は保存していること。
- カ キャリア形成支援制度を適正に実施しようとしなない者であって、キャリア形成支援制度を有する義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。

(2) 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること。

① 派遣元責任者については、以下のとおりであること。

ア 派遣元責任者として雇用管理を適正に行い得る者が以下の要件及び手続に従って適切に選任、配置されていること。

- (ア) 労働者派遣法第36条の規定により、未成年者でなく、同法第6条第1号から第8号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 労働者派遣法施行規則第29条で定める要件、手続に従って派遣元責任者の選任がなされていること。
- (ウ) 住所及び居所が一定しない等生活根拠が不安定な者でないこと。
- (エ) 適正な雇用管理を行う上で支障がない健康状態であること。
- (オ) 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。
- (カ) 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。
- (キ) 派遣元責任者となり得る者の名義を借用して、許可を得ようとするものでないこと。
- (ク) 次のいずれかに該当する者であること。
  - a 成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者  
この場合において、「雇用管理の経験」とは、人事又は労務の担当者(事業主(法人の場合はその役員)、支店長、工場長その他事業所の長等労働基準法第41条第2号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。)であったと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労働者若しくは登録者等の労務の担当者であったことをいう
  - b 成年に達した後、職業安定行政又は労働基準行政に3年以上の経験を有する者
  - c 成年に達した後、民営職業紹介事業の従事者として3年以上の経験を有する者
  - d 成年に達した後、労働者供給事業の従事者として3年以上の経験を有する者
- (ケ) 厚生労働省告示(平成27年厚生労働省告示第392号)に定められた講習機関が実施する則第29条の2第1号で規定する「派遣元責任者講習」を受講(許可の申請の受理の日前3年以内の受講に限る。)した者であること。
- (コ) 外国人にあっては原則として、入管法別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者であること。

- (ウ) 派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。
  - イ 派遣元責任者が不在の場合は、特定地域づくり事業協同組合が雇用する労働者又はその役員から臨時の職務代行者があらかじめ選任されていること。
- ② 派遣元事業主について、以下のとおりであること。
- ア 派遣元事業主(法人の場合はその役員を含む。)が、次のいずれにも該当し、派遣労働者の福祉の増進を図ることが見込まれる等適正な雇用管理を期待し得るものであること。
    - (ア) 労働保険、社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
    - (イ) 住所及び居所が一定しない等生活根拠が不安定な者でないこと。
    - (ウ) 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。
    - (エ) 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。
    - (オ) 派遣元事業主となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。
    - (カ) 外国人にあつては、原則として、入管法別表第一の二の表の「高度専門職第一号ハ」、「高度専門職第二号ハ」及び「経営・管理」若しくは別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者、又は資格外活動の許可を受けて派遣元事業主としての活動を行う者であること。
    - (キ) 派遣労働者に関する就業規則又は労働契約等の記載事項については、以下のとおりとすること。
      - a 労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。
      - b 労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 26 条に基づく手当を支払う旨の規定があること。
    - (ク) 既に事業を行っている者であつて、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないこと。
- ③ 教育訓練(キャリア形成支援制度に関するものを除く。)について、以下のとおりであること。
- ア 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第 59 条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること。
  - イ 派遣労働者に対する能力開発体制(適切な教育訓練計画の策定、教育訓練の施設、設備等の整備、教育訓練の実施についての責任者の配置等)について、次のいずれにも該当するよう整備していること。
    - (ア) 派遣労働者に係る教育訓練に関する計画が適切に策定されていること。
    - (イ) 教育訓練を行うに適した施設、設備等が整備され、教育訓練の実施について責任者が配置される等能力開発体制の整備がなされていること。

- ウ 労働者派遣法第 30 条の 2 に定める教育訓練以外に自主的に実施する教育訓練については、派遣労働者が受講しやすいよう、当該教育訓練に係る派遣労働者の費用負担を実費程度とすること。
- 2 個人情報保護を適切に行うに足る能力を有していること。
- (1) 個人情報管理の事業運営が適切に行われること。
- ① 派遣労働者となろうとする者及び派遣労働者の個人情報を適正に管理するための事業運営体制が整備されていること。
- ア 次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。
- (ア) 派遣労働者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
- (イ) 業務上知り得た派遣労働者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
- (ウ) 派遣労働者等から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除を含む。以下同じ。)の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について派遣労働者等への周知がなされていること。
- (エ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して、派遣元責任者等を苦情処理の担当者等取扱責任者を定める等、事業所内の体制が明確にし、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。
- イ 個人情報適正管理規程については、以下の点に留意すること。
- (ア) 派遣元事業主は、①のアに掲げる規定を含む個人情報適正管理規程を作成するとともに、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならない。
- (イ) 派遣元事業主は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。ここでいう、「不利益な取扱い」の例示としては本人が個人情報の開示又は訂正の求めをした以後、派遣就業の機会を与えないこと等をいう。
- ウ 「個人情報の収集、保管及び使用」について、派遣元事業主は、派遣労働者となろうとする者の登録をする際には当該労働者の希望及び能力に応じた就業の機会の確保を図る範囲内で、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には当該派遣労働者の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派遣労働者等の個人情報(以下において単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。
- (ア) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (イ) 思想及び信条
- (ウ) 労働組合への加入状況

- ② 派遣元事業主は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。
  - ③ 派遣元事業主は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者である派遣労働者となろうとする者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類(全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票(乙))により提出を求めること。なお、当該応募書類は、新規卒業予定者だけでなく、卒業後1年以内の者についてもこれを利用することが望ましいこと。
  - ④ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。なお、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には、労働者派遣事業制度の性質上、派遣元事業主が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条第1項の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限られるものであるものとする。ただし、他の保管又は使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。
- (2) 個人情報管理の措置が適切に行われること。
- ① 個人情報管理の措置に関する判断の基準を満たすためには、次のいずれにも該当すること。
    - ア 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。
    - イ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置が講じられていること。
    - ウ 派遣労働者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による派遣労働者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。
    - エ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。なお、当該措置の対象としては、本人からの破棄や削除の要望があった場合も含むものである。
  - ② 「適正管理」については以下の点に留意すること。
    - ア 派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置(①のアからエまで)を講ずるとともに、派遣労働者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。
    - イ 派遣元事業主等が、派遣労働者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。なお、「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって(非公知性)、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実(要保護性)をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密に当たりうるものである。
- 3 労働者派遣事業を行うに足る財産的基礎を有していること。
- 認定申請事業主についての財産的基礎(「基準資産額(資産(繰延資産及び営業権を除く。))の総額から負債の総額を控除した額)」及び「現金・預金の額)」の基準については、

以下の(1)及び(2)をいずれも満たすか、労働者派遣事業関係事業に係る許可基準のいずれかを満たすこととする。ただし、市町村による損失補填契約が存在することによって派遣労働者に対する賃金支払いが担保されている場合は、この基準を満たしていなくても差し支えないものとする。

- (1) 基準資産額：75万円×派遣労働者（予定）数
  - (2) 現金・預金の額：60万円×派遣労働者（予定）数
- 4 労働者派遣事業を行うに足る組織的基礎を有していること。  
労働者派遣法施行規則第29条第2項に準じた派遣元責任者が配置される等、組織体制が整備されるとともに、労働者派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、指揮命令に混乱の生ずるようなものではないこと。
- 5 労働者派遣事業を行うのに適切である事業所であること。  
事業所について、その位置、設備等が次のいずれにも該当し、労働者派遣事業を行うのに適切であること。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制する風俗営業や性風俗特殊営業等が密集するなど事業の運営に好ましくない位置にないこと。
  - (2) 労働者派遣事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あること。
  - (3) 個人的な情報を聞きながら相談を行うためのパーテーション等で仕切られた相談場所の確保、個人情報等を取り扱うため施錠のできる金庫等を確保すること。
- 6 適正な事業運営ができること。  
労働者派遣事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用しないこと、登録に際しいかなる名義であっても手数料に相当するものを徴収しないこと等法の趣旨に沿った適切な事業運営を行うものであり、次のいずれにも該当すること。
- (1) 労働者派遣事業において事業停止命令を受けた者が、当該停止期間中に、認定を受けようとするものではないこと。
  - (2) 法人にあっては、その役員が、個人事業主として労働者派遣事業について事業停止命令を受け、当該停止期間を経過しない者ではないこと。
  - (3) 労働者派遣事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものではないこと。  
なお、申請関係書類として提出された定款及び登記事項証明書については、その目的の中に「労働者派遣事業を行う」旨の記載があることが望ましいが、当該事業主の行う事業の目的中の他の項目において労働者派遣事業を行うと解釈される場合においては、労働者派遣事業を行う旨の明示的な記載は要しないものであること。また、定款及び登記事項証明書の目的の中に適用除外業務について労働者派遣事業を行う旨の記載がある場合については、そのままでは認定ができないものであるので留意すること。
  - (4) 自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせるために、認定を得ようとするものではないこと。



- (5) 労働者派遣法第 25 条の規定の趣旨に鑑み、人事労務管理業務のうち、派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に、使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行おうとするものではないこと。

#### 第 5 連携協力体制に係る基準（法第 3 条第 3 項第 4 号）

連携協力体制に係る基準は、その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められることとし、以下の要件を満たすこと。

- 1 関係事業者団体が、地域の労働需要を把握し特定地域づくり事業協同組合に速やかに情報提供するなど、協力体制が整備されていること。
- 2 市町村が、特定地域づくり事業協同組合と関係者との調整に助言・協力することや、当該組合への財政支援、職員に対する空き家等の住居のあっせん、保育園や放課後児童クラブ等の子育て環境の整備など、協力体制が構築されていること。
- 3 法第 3 条第 1 項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長は、同条第 5 項の規定により、都道府県知事に意見を述べるときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くこと。なお、以下に該当する事業者が存在しない場合はこの限りではない。
  - (1) 当該事業協同組合に係る関係事業者団体
  - (2) 当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域において業務を行うシルバー人材センター
  - (3) 当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者

#### 第 6 認定申請に係る書類

申請者は、申請書（別記様式第 1 号）に、別表に定める書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を添えて、県知事に提出すること。

なお、変更認定申請、届出及び更新に当たっては、申請書及び届出書に当該変更事項に係る書類を添付すること。